

大学共同利用機関法人自然科学研究機構アストロバイオロジーセンター規程

平成27年4月1日

自機規程第101号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。）第2条第6項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構アストロバイオロジーセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等について定める。

(目的)

第2条 センターは、国内外の大学・研究機関及び研究者コミュニティの連携・協力により、アストロバイオロジーに係る国際的かつ先端的な共同利用・共同研究を推進することを目的とする。

(プロジェクト室)

第3条 センターに、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げるプロジェクト室を置く。

- 一 系外惑星探査プロジェクト室
- 二 宇宙生命探査プロジェクト室
- 三 アストロバイオロジー装置開発室

2 前項に掲げるもののほか、センターに研究力強化戦略室を置く。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 プロジェクト室長
- 四 研究教育職員及び年俸制職員
- 五 その他必要な職員

2 センター長は、役職員のうちから機構長が任命する。

3 センター長の任期は、4年とし、再任の任期は、2年とする。

4 副センター長は2名以内とし、センターの職員のうちからセンター長が任命する。

5 プロジェクト室長は、前条各号に掲げる室の職員のうちからセンター長が任命する。

(客員教授等)

第4条の2 センター長は、機構の職員以外で、センターにおいて研究に従事する者として適当と認められるものを、客員教授、客員准教授、客員助教又は客員研究員（以下「客員教授等」という。）と称せしめることができる。

2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 センターに，センターの運営に関する重要事項を審議するため，大学共同利用機関法人自然科学研究機構アストロバイオロジーセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は，別に定める。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか，センターの運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成29年7月1日から施行し，平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この規程は，令和7年4月1日から施行する。